

岐阜県公報

目 次

規 則

○岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

(農業振興課) 一

○岐阜県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

(同) 二

告 示

○農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(同) 七

規 則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則(平成十三年岐阜県規則第百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「にはこの限りでない」を「は、償還期限を十五年以内とすることができる」に改める。

別記第四号様式注3中「~~灘濂容証嘩ヲバクマ一弊~~」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

<p>岐阜県農業改良資金貸付規則（平成十四年岐阜県規則第百八号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第二条第十一号を削り、同条第十二号中「第六号から第十号まで」を「第五号から前号まで」に改め、「農業費」を削り、同号を同条第十一号とする。</p> <p>第五条第三項中「当該申請書等に農業改良資金（借受者）電算入力票（別記第一号様式）を添えて」を「当該申請書等」に改める。</p> <p>第七条第二項中「及び地域農業改良普及センター所長（地域農業改良普及センターに置かれる事務所の長を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び地域農業改良普及センター所長」を削る。</p> <p>第十条中「農業改良資金（借受者）電算入力票及び」を削る。</p> <p>第十二条第一項中「及び地域農業改良普及センター所長」を削る。</p> <p>第十三条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び地域農業改良普及センター所長」を削る。</p> <p>第十六条第三項中「地域農業改良普及センター」を「農林事務所」に改める。</p> <p>第二十四条第二項中「償還金」を「償還金等」に改める。</p> <p>別表第一を次のように改める。</p> <p>別表第一（第三条関係）</p>	<p>一 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項に規定する果樹園経営計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）</p> <p>二 認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項に規定する認定就農者であつて、農業経営の開始後五年以内であり、かつ、同法第四条の認定後十年以内のものに限る。）</p> <p>三 次の各号のいずれかに該当する農業経営の経営主（当該農業経営全体の主宰権を有する者をいう。以下同じ。）</p> <p>1 次の要件をすべて満たす農業経営</p> <p>イ 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること。</p> <p>ロ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年（十六歳から六十歳</p>	<p>未満の者をいう。）の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者である構成員）がいること。</p> <p>ハ 六十歳以上の個人の農業者の場合にあつては、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても、主として農業に従事する見込みがあると認められること。</p> <p>ニ 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる場合を含む。）。</p> <p>2 前号ロ、ハ及びニの要件に加え、農業粗収益が二百万円以上（法人の場合にあつては千万円以上）である農業経営</p>	<p>四 家族経営の農業者（三の項に該当する者は除く。）であつて、当該農業者に経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、当該部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることを明確にした家族経営協定を締結しているもの</p> <p>五 法人格を有しない任意の団体であつて、次の要件のすべてを満たすもの（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、第四号を除く。以下「集落営農組織」という。）</p> <p>1 当該任意団体が別に定める基準を満たした規約を有していること。</p> <p>2 一元的に経理を行っていること。</p> <p>3 原則として五年以内に農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。）に組織変更する旨の目標を有していること。</p> <p>4 農用地の利用の集積の目標を定めていること。</p> <p>5 主たる従事者（当該任意団体の運営の中心となる者をいう。）が農業経営基盤強化促進法第六条に規定する市町村が定める基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。</p>	<p>六 集落営農組織以外の法人格を有しない任意団体（協業経営組織、作業受託組織等をいう。）のうち、一の項から四の項までのいずれかに該当する者が全構成員の過半を占めるものであつて、かつ、別に定める基準を満たした規約を有しているもの</p> <p>七 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第四条第一項の認定を受けた農業者であつて、同条第二項の導入計画に従つて同法第二条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入するもの</p> <p>別表第二備考中「一の部」を削り、「同部」を「同表」に改める。</p>
--	--	---	--	--	--

別記第一号様式を次のように改める。
第1号様式 削除
別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第7条関係)

年 月 日

農業改良資金貸付決定通知書

様

岐阜県知事

印

さきに申請されました農業改良資金の貸付けについては、下記のとおり決定します。
記

1 貸付決定番号

2 借 受 者

連帯債務者

連帯保証人

住 氏 所 名
住 氏 所 名
住 氏 所 名

3 貸付決定金額

4 償還期間

償還方法

5 償還期日

償還計画

年 (据置期間

円

年)

月 日

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			

6 その他の貸付け条件

(物的担保)

(保証機関による保証)

(その他)

別記第二十号様式「回数」や「回」は「注 5の償還計画については、社団法人農業改良資金協会が別に作成する農業改良資金貸付台帳裏面にある償還計画表の写しをもってこれに代えることができる。」とする。

別記第二十号様式「回数」や「回」は

- 「注 1 2の償還計画については、社団法人貸付台帳裏面にある償還計画表の特約条項については、農業改良資を参考にして作成し、添付すること。

人農業改良資金協会が別に作成する農業改良資金借用証書 (別記第 3号様式) 裏面の特約条項」や「注 特約条項については、農業改良資金借用証書 (別記第 3号様式) 裏面の特約条項を」を参考にして作成し、添付すること。

資金借用証書 (別記第 3号様式) 裏面の特約条項を」とする。

別記第二十号様式「回数」や「回」は「注 4については、社団法人農業改良資金協会が別に作成する農業改良資金貸付台帳裏面にある償還計画表の写しをもってこれに代えることができる。」とする。

別記第二十号様式「回数」や「回」は

第 10 号様式 (第 16 条関係)

年 月 日

農業改良資金事業実施報告書

貸付決定機関

代表者 様

住所

氏名

印

さきに借り受けた農業改良資金 (年度貸付決定番号 第 号) については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 事業実績

貸付対象施設等				総事業費	資金調達区分		
内容	数量	単価	金額		農業改良資金	自己資金	その他
		円	円	円	円	円	円

- (注) 1 貸付対象施設・機械名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。
- 2 借受が共同の場合には、個人別明細表を添付すること。
- 3 農業改良資金貸付申請書の事業計画と記載内容と同じ場合には「事業実施計画のとおり」とし、記入を省略することができる。
- 4 設置・購入した貸付対象施設等に関する領収書を、事業計画に記載した対象施設毎に整理し添付すること。

2 事業実施状況

事業着工 年 月 日	年 月 日	事業完了 年 月 日	年 月 日
---------------	-------	---------------	-------

3 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否						
貸付限度額の確認	貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過	
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名 (責任者)					㊟

注 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

(研修の場合は以下を添付)

年 月 日 研修を受けた機関又は農業者 (海外研修にあつては派遣機関)	㊟
--	---

別記第十六号様式中「注 新たに作成した各農業者等の貸付台帳の写しを添付すること。」を削る。
別記第二十三号様式中「注 新たに作成した各農業者等ごとの貸付台帳の写しを添付すること。」を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百六十八号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十五年岐阜県告示第二百五十三号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 高山地域の部を次のように改める。

一 高山地域

高山市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農業振興課及び飛騨農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 県 庁
岐阜市藪田南二丁目一番一
号

編 集

各務原市テクノプラザ
――
ブイ・オール・テクノセンター